騒音に係る「特定施設」の種類（県条例）

騒音の特定施設とは、騒音規制法で定めれらている施設、または福岡県公害防止等生活環境保全に関する条例で定められている施設をいいます。

特定施設を設置しようとする場合は、設置工事の開始の日の30日前までに市へ届出を提出してください。

福岡県公害防止等生活環境保全に関する条例　特定施設について

|  |
| --- |
| イ　金属加工機械　　　(　（一）圧延機械（定格出力の合計が22.5ｋｗ未満のもの）(二)　ベンディングマシン(ロール式で原動機の定格出力が3.75ｋｗ未満のもの)(三)　せん断機(原動機の定格出力が3.75ｋｗ未満のもの)(四)　ブラスト（タンブラスト以外のものであって密閉式のもの及びタンブラスト）(五)　高速切断機及びプラズマ切断機（すべて対象）(六)　研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛板研磨機以外は、二台以上であること。)ロ　クーリングタワー(原動機の定格出力が3.75ｋｗ以上のもの) ハ　ドラム缶洗浄機(原動機を用いるもの)ニ　ロータリーキルン （すべて対象）ホ　重油バーナー(重油の使用量が1時間50リットル以上のもの)ヘ　電気炉(変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの) |

備考

次に掲げる施設を除く。

一　鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に係る施設

二　電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物

三　ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物

四　騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定され　た地域内に係る同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置される施設